



平成18年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社クボタ  
本社所在地 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号  
代表取締役社長 幡 掛 大 輔  
コード番号 6 3 2 6  
上場取引所 東京・大阪（市場第1部）  
問合せ先 秘書広報部長 松 木 弘 志  
TEL (大阪)06-6648-2389 (東京)03-3245-3050

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の当社第116回定時株主総会に下記の通り定款一部変更案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」施行（平成17年法律第86号、平成18年5月1日施行）による変更

単元未満株式についての権利の新設（変更案 第2章 第10条）

単元未満株式の権利を明確化するため、当該規定を新設いたします。

株主総会参考書類等のインターネット開示の新設（変更案 第3章 第17条）

株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主に対する提供があったとみなされることになったため、当該規定を新設いたします。

取締役会の書面決議の新設（変更案 第4章 第26条）

取締役会の機動性・迅速性向上を図るため、その決議について、書面または電子メールにより承認を行うことができるよう、当該規定を新設いたします。

剰余金の配当等の決定機関の新設（変更案 第6章 第33条）

剰余金の配当・自己株の取得等を取締役会決議で実施できるようになりましたので、より機動的な運営実現のため、当該規定を新設いたします。

その他「会社法」が施行されたことにより、必要な規定の新設又は削除、用語・引用条文の変更、条文の新設等に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

(2) 電子公告制度の導入のための変更（変更案 第1章 第5条）

(3) 発行可能株式総数（授權資本）の変更（変更案 第2章 第6条）

#### 2. 定款変更の内容

定款変更内容は、別紙の通りです。

以 上

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商 号) 当社は株式会社クボタと称し、英文では KUBOTA CORPORATION と記載する。	第 1 条 (商 号) (現行通り)
第 2 条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 ( 1 ~ 2 4 については記載省略 )	第 2 条 (目 的) (現行通り)  ( 1 ~ 2 4 については現行通り )
第 3 条 (本店の所在地) 当社は本店を大阪市に置く。	第 3 条 (本店の所在地) (現行通り)
(新 設)	第 4 条 (機 関) <u>当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
第 4 条 (公告方法) <u>当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</u>	第 5 条 (公告方法) 当社の公告の方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は <u>19 億 3,100 万株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>18 億 7,470 万株</u> とする。
(新 設)	第 7 条 (株券の発行) <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>
第 6 条 (自己株式の取得) 当社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、 <u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、 <u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)            当社の1単元の株式の数は1,000株とする。            当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)            当社の単元株式数は1,000株とする。            当社は第7条の規定にかかわらず、<u>単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>
(新 設)	<p>第10条 (単元未満株式についての権利)  <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>第8条 (単元未満株式の買増)            当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>第11条 (単元未満株式の買増)            当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>第9条 (基準日)  <u>当社は毎年3月31日最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録されている議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。</u>  <u>前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者をもってその権利を行使することのできる株主又は質権者としてすることができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (名義書換代理人)  <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、名義書換、単元未満株式の買取及び買増等の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p> <p>第11条 (株式取扱規則)  <u>当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する取扱は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (株主総会の招集)  <u>定時株主総会は毎年4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u>  <u>株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第13条 (株主総会の議長)  <u>株主総会の議長には取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>第12条 (株主名簿管理人)  <u>当社は株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条 (株式取扱規則)  <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (株主総会の招集)  (現行通り)</p> <p><u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p>第15条 (定時株主総会の基準日)  <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第16条 (株主総会の議長)  <u>株主総会の議長には取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
	<p>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第14条 (株主総会の決議の方法) 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p>	<p>第18条 (株主総会の決議の方法) 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第15条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行うことができる。但し株主又は代理人は株主総会の開会に先立ち代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。</p>	<p>第19条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は株主総会の開会に先立ち代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。</p>
<p>第16条 (会議の延長及び会場の変更) 議長は議事の整理上必要と認めるときは会議を延長し又は会場を変更することができる。</p>	<p>第20条 (会議の延長及び会場の変更) (現行通り)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第17条 (取締役の数及び選任方法) 当社に取締役30名以内を置き、株主総会でこれを選任する。</p> <p>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第21条 (取締役の数及び選任方法) (現行通り)</p> <p>前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (取締役の任期)  <u>取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し補充による取締役の任期は前任者の残期とする。</u></p> <p>第19条 (役付取締役、代表取締役)  取締役会の決議をもって取締役中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を<u>選任</u>することができる。  当会社を代表する取締役は取締役会長及び取締役社長とする。但し取締役会長及び取締役社長のほか取締役会の決議により代表取締役若干名を<u>選任</u>することができる。代表取締役はおのの会社を代表する。  取締役会長は取締役会を主宰し、取締役社長は社務を統理する。取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。  取締役会の決議をもって取締役中から取締役相談役若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第20条 (取締役会の招集)  取締役会は法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会長がこれを招集する。取締役会長が在任しないとき、或いは事故あるときは取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。  取締役会招集の通知は各取締役並びに各監査役に対し会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第22条 (取締役の任期)  取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第23条 (役付取締役、代表取締役)  取締役会の決議をもって取締役中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を<u>選定</u>することができる。  当会社を代表する取締役は取締役会長及び取締役社長とする。但し取締役会長及び取締役社長のほか取締役会の決議により代表取締役若干名を<u>選定</u>することができる。代表取締役はおのの会社を代表する。  取締役会長は取締役会を主宰し、取締役社長は社務を統理する。取締役社長に事故<u>がある</u>ときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。  取締役会の決議をもって取締役中から取締役相談役若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第24条 (取締役会の招集)  取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。取締役会長が在任しないとき、或いは事故<u>がある</u>ときは取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故<u>がある</u>ときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。  (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役会の議長） 取締役会の議長には取締役会長が当り、取締役会長が在任しないとき、或いは事故あるときは取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第25条（取締役会の議長） 取締役会の議長には取締役会長が当り、取締役会長が在任しないとき、或いは事故あるときは取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</p>
<p>第22条（取締役会の決議方法） <u>取締役会は取締役の過半数の出席によって成立し、決議はその過半数をもってする。</u></p>	<p>第26条（取締役会の決議方法） <u>取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>当社は会社法第370条の要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第23条（監査役の数及び選任方法） 当会社に監査役6名以内を置き、株主総会でこれを選任する。 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>第27条（監査役の数及び選任方法） （現行通り） 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第24条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し補充による監査役の任期は前任者の残期とする。</p>	<p>第28条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し補充による監査役の任期は前任者の残期とする。</p>
<p>第25条（常勤監査役） <u>監査役は互選によって常勤監査役を定める。</u></p>	<p>第29条（常勤監査役） <u>監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>
<p>第26条（監査役会の招集） 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第30条（監査役会の招集） （現行通り）</p>
<p>第27条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除く<u>ほか</u>、監査役の過半数をもってする。</p>	<p>第31条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>第28条（営業年度及び決算期）  <u>当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第29条（利益配当金及び中間配当金）  <u>利益配当金は毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者に支払う。</u></p> <p>— 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者に対し中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ）をすることができる。</p> <p>— <u>利益配当金又は中間配当金を受領することなく支払開始の日より満3年を経過したときは会社の所得とする。</u></p> <p>第30条（転換社債の転換と配当金）  <u>転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金については、転換請求がなされた時の属する営業年度の始めに転換があったものとみなして利益配当金を支払う。</u>  <u>前項の規定の適用については、前条第2項の規定にもとづく中間配当金はこれを利益配当金とみなし、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年の3月31日までの各期間はこれを営業年度とみなす。</u></p>	<p>第32条（事業年度）  <u>当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>第33条（剰余金の配当等の決定機関）  <u>当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第34条（剰余金の配当の基準日）  <u>当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u>  <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第35条（中間配当）  <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第36条（配当金の除斥期間）  <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>第31条 (外貨建社債の名義書換代理人)</u>  <u>当社は外貨建社債につき必要に応じ外</u>  <u>国に名義書換代理人を置くことができ</u>  <u>る。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(削 除)</p>